

民生常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 63 号 令和 4 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 4 款 衛生費 2 款 総務費 3 款 民生費	全部 3 項 戸籍住民基本台帳費 全部	

議案第 64 号 令和 4 年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 71 号 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 72 号 八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 73 号 八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 70 号 八戸市立看護師養成所条例の一部を改正する条例の制定について

● 陳情審査

令和 4 年陳情第 3 号 国立八戸病院の機能強化についての陳情

● その他

- ・ 議会ふれあいミーティングへの出席委員について

[民生協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について
- 2 令和 4 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について
- 3 令和 3 年度青森県地震・津波被害想定調査（太平洋側海溝型地震）による被害想定について

議案第71号 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を改定するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免措置を引き続き実施するためのものである。

2. 改正内容

(1) 課税限度額の改定（第3条関係）

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円（現行：63万円）、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円（現行：19万円）にそれぞれ引き上げる。

令和4年度 国民健康保険税		基礎課税額 (医療分)	後期高齢者 支援金等課税額	介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満)
所得割額	課税標準額×税率	8.0%	2.4%	2.3%
均等割額	被保険者 1人あたり	23,000円	7,000円	8,000円
平等割額	1世帯あたり	25,000円	8,000円	9,000円
課税限度額 (世帯の1年間の上限額)		65万円	20万円	17万円

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免措置

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に係る保険税の減免申請書の提出期限の特例措置を引き続き実施するため、特別措置の対象を次のとおりとする。

		現行	改正後
対象 保 険 税	年 度	令和2年度分及び 令和3年度分	令和3年度分及び 令和4年度分
	納 期 限 (特別徴収の場合は 年金給付の支払日)	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
提 出 期 限		市長の定める日 (令和4年3月31日)	市長の定める日 (令和5年3月31日)

3. 施行期日等

- ・公布の日から施行する。
- ・改定後の課税限度額については、令和4年度分からの保険税について適用する。

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る申請書の提出期限の特例措置を引き続き実施するためのものである。

2 改正の内容

特例の対象となる保険料を次のとおり改正する。

		現行	改正後
対象 保 険 料	年 度	令和 2 年度分及び 令和 3 年度分	令和 3 年度分及び 令和 4 年度分
	納 期 限 (特別徴収の場合は、 年金給付の支払日)	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

※ 提出期限は市長が別に定める日（令和 5 年 3 月 31 日）とする。

3 施行期日

公布日から施行する。

議案第 73 号 八戸市立市民病院条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

令和 4 年度診療報酬改定に併せ、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」、その他告示の一部も改正になったことに伴い、保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の観点から定められている選定療養費である「非紹介患者初診料」及び「再診加算料」の額を改定するとともに、診療料の算定方法に係る規定の整備をするものである。

2 改正の内容

- (1) 非紹介患者初診料及び再診加算料を、次のとおり改定する。

区分	金額		
		改定後	改定前
非紹介患者初診料	医科	1 回につき 7,000 円	1 回につき 5,000 円
	歯科	1 回につき 5,000 円	1 回につき 3,000 円
再診加算料	医科	1 回につき 3,000 円	1 回につき 2,500 円
	歯科	1 回につき 1,900 円	1 回につき 1,500 円

- (2) 上記に係る初診及び再診をした場合の保険外併用療養費の支給額について、初診の場合は、医科及び歯科は保険給付の対象から 200 点を控除（保険外診療）、再診の場合は、医科は 50 点、歯科は 40 点を控除（保険外診療）とするため、診療料の算定方法等について規定の整備をする。

3 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日

○民生常任委員会付託

番 号	令和 4 年陳情第 3 号	受理年月日	令和 4 年 2 月 21 日
件 名	国立八戸病院の機能強化についての陳情		
提 出 者	八戸市吹上三丁目 13- 1 国立八戸病院気付 全日本国立医療労働組合八戸支部 支部長 柁本 とし		
紹介議員			
要 旨			
独立行政法人国立病院機構八戸病院（以下、国立八戸病院）（院長、藺藤順）は、青森県八戸市に位置し、1934年——昭和 9 年八戸市立結核療養所として発足し、1947 年——昭和22年に厚生省（当時）に移管され、自来、結核、重症児・者、リハビリテーションの専門医療の提供に貢献してきました。 2022年 1 月現在、4 診療科（内科・神経内科・小児科・リハビリテーション科）、150床（重症心身障害病床100床、リハビリテーション病床50床）、職員178人で運営し、①政策医療である重症心身障がい児・者の治療、教育、②脳卒中等による後遺障害の積極的なリハビリテーション、③A L S ・筋ジストロフィー等の神経難病に対する治療、④C O P D——慢性閉塞性肺疾患等の呼吸器疾患の治療、⑤摂食嚥下困難者に対する治療を提供しています。 （病床稼働率：一般病床97%、重症心身病床100% 2021年度国立病院機構本部調べ） 特に重症心身障がい児・者医療は、青森県内の同種病床260床中100床・39%を占め、入院患者は八戸地域圏46人・61%（八戸市24人・28%）、上十三地域圏22人・29%、岩手県北地域22%など広い地域をカバーしています。また、県内でも数少ない人工呼吸器管理を伴う日中一時支援、短期入所など在宅障がい者及び家族を支える役割も担っています。（短期入所利用登録者12人） 青森県は、県内の重症心身障害対策として県立はなます学園医療療育センター（八戸市）他 2 施設を設置していますが、いずれの施設も利用対象は基本的には18歳以下とされ、青森県内において18歳以上の重症心身障がい者の医療は国立八戸病院と国立青森病院（青森市浪岡）が担い、県の障がい者医療の確保にとって他の医療施設では代替のできない重要な役割を担っています。 国立八戸病院は、2015年 4 月、非特定独立行政法人に移行し、収支均衡を強く求められるようになりました。特に、2012年度以降、医業収支に係る国からの運営交付金が廃止され、経常収支の均衡を目的に入院期間の短縮、患者負担の引上げ、非常勤職員による常勤職員の代替（事務40%、技能57%、介助職100%）などが行われ、安全安心の医療・看護の維持が懸念される運営が続いています。さらに、国立病院機構本			

部の少子高齢化のピークを迎える2040年に向けた非効率的な病棟の集約や看護師の採用抑制などの方針は、同病院が担っている政策医療、難病医療等の確保に深刻な影響を生じかねません。

青森県は、障害者が住み慣れた地域で、その人らしく自立して、安心して生活を送ることを目的に、青森県障害福祉サービス実施計画（2021年——令和3年3月）を策定しました。また2021年——令和3年9月施行となった医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律——医療的ケア児支援法は、国及び地方公共団体に対し、障がい者家族の生活実態や要望に基づきケアや子育てに対する責務を定めました。

今後、障がい者が身近な医療機関で適切な医療を受けるための整備、また、在宅患者及び家族の支援につながる医療提供体制の整備が国及び県、地方公共団体に求められることになります。

国立八戸病院は、これらの国及び県、地方公共団体の責務を障がい者と家族が生活する地域の中で具体的に提供するために欠かせない病院であり、その充実強化が求められています。

さらに、一昨年来の新型コロナウイルス感染症は、既に入院している障がい者が感染した際、その特殊性、専門性から他に転院困難なこと、また、在宅の障がい者が感染した際の入院病床確保や訪問看護の体制づくりの必要性を提起し、日頃から障がい者医療を担っている国立八戸病院をはじめとするこれら専門施設の医療機器の整備、必要な職員の確保などが求められています。

以上、国立八戸病院がこれまで担ってきた重症児・者医療をはじめとする政策医療の充実、医療的ケア児支援及び感染症対策の強化を図るため、別紙意見書案を決議いただき関係機関に提出くださいますよう陳情いたします。

陳情事項

- 1 国立八戸病院が手厚い療育体制の確保と入院患者のQOL向上に必要な職員を確保すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症などの対策として、家庭感染等により在宅生活が困難となった重症児・者を受け入れるための環境整備と体制づくりを行うこと。
- 3 医療的ケア児等在宅重症児・者支援を目的に短期入所のための病床の確保及び訪問サービスのための職員配置を行うこと。
- 4 国・厚生労働省は上記の環境整備等に要する経費の援助を行うこと。

令和4年度 予算案の概要

(厚生労働省医政局)

令和4年度 予算案 (A)	2, 083億06百万円
〔うち、東日本大震災復興特別会計〕	29億15百万円
令和3年度 補正予算 (B)	913億03百万円
(A) + (B) =	2, 996億10百万円
令和3年度 当初予算額 (C)	2, 239億49百万円
〔うち、東日本大震災復興特別会計〕	54億50百万円
(A) との差引増減額	△156億43百万円 (対前年度比: 93. 0%)
(A) + (B) との差引増減額	756億61百万円 (対前年度比: 133. 8%)

(注) 計数には、厚生労働科学研究費補助金等は含まない。

(注) デジタル庁計上予算として令和3年度補正予算に26億99百万円が、令和4年度予算案に20億99百万円が含まれている。

令和4年度 予算案における厚生労働省医政局の主な施策

I. 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化

- ・地域医療構想の実現に向けた取組の推進 757億円
(地域医療介護総合確保基金、地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援、入院・外来機能分化・連携促進に向けたデータ収集・分析、かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及 等)
- ・医療計画等に基づく医療体制の推進 545億円
- ・医師の地域間・診療科間偏在の解消など医師偏在対策等の推進 11億円
(総合診療医の養成支援、OSCEの模擬患者・評価者の養成等 等)
- ・医師・医療従事者の働き方改革の推進 118億円
(働きやすく働きがいのある職場づくりに向けた環境の整備、組織マネジメント改革の推進等 等)
- ・今般の新型コロナウイルス感染症の知見を踏まえた対応 22億円
(新興感染症等の感染拡大時に対応可能なDMAT体制の整備、医薬品安定供給支援事業 等)

II. 医薬品・医療機器産業の国際競争力強化、研究開発・国際展開の推進

- ・高い創薬力及び医療機器創出力を持つ産業構造への転換 13億円
- ・医療分野の研究開発の促進 346億円
(臨床研究総合促進事業、クリニカル・イノベーション・ネットワーク (CIN) 構想の推進 等)
- ・医療の国際展開の推進 23億円

III. データヘルス改革の推進

12億円

IV. 各種施策

1

死因究明等の推進【一部新規】

244百万円

上記のほか、デジタル庁において10百万円を計上

死因究明等の推進を図るため、行政解剖や死亡時画像診断を実施するために必要な経費の支援、検案する医師の資質向上など、必要な施策を講じる。

【死因究明等の推進関係の主な予算の内訳】

・異状死死因究明支援事業	116 百万円
・死体検案医を対象とした死体検案相談事業	36 百万円
・死体検案講習会費	20 百万円
・死亡時画像読影技術等向上研修経費	11 百万円
・死因究明拠点整備モデル事業	48 百万円

2

共用試験公的化に係る体制整備事業【新規】

50百万円

令和5年度から公的な共用試験を実施するため、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（CATO）の体制整備に必要な経費を支援する。

3

医療従事者届出システム構築・運用【新規】

101百万円

※デジタル庁において計上

医師、歯科医師等医療従事者による2年に一度の届出についてオンライン化を図るため、医療従事者届出システムの構築・運用を行う。

4

国立ハンセン病療養所における良好な療養環境の整備

32, 141百万円

上記のほか、デジタル庁において40百万円を計上

国立ハンセン病療養所において、入所者の療養環境の充実を図るため、医療及び介護に関する体制の整備及び充実に必要な経費を確保する。

(参考) 令和3年度補正予算

○ 邑久長島大橋の保安整備に係る経費

499百万円

離島にある国立ハンセン病療養所と本州を結ぶ唯一の橋が経年や塩害等により劣化しており、落橋による事故や今後の災害による被害を未然に防止するため、橋の補強等を行う。

5

国立病院機構における政策医療等の実施

1, 027百万円

国立病院機構の円滑な運営に必要な経費を確保する。

(参考) 令和3年度補正予算

○ 災害復旧に対する支援

842百万円

令和3年2月に発生した福島県沖を震源とする地震等によって被災した宮城病院の災害復旧のための財政支援を行う。

6

経済連携協定に基づく取組み等の円滑な実施

166百万円

経済連携協定（EPA）に基づきインドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人看護師候補者について、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の習得に向けた支援等を行う。

【経済連携協定関係の予算の内訳】

- | | |
|----------------------|---------|
| ・外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業 | 63 百万円 |
| ・外国人看護師候補者学習支援事業 | 104 百万円 |

上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 23, 986 百万円を活用

○事業メニュー

外国人看護師候補者就労研修支援事業

7

「統合医療」の情報発信に向けた取組

10百万円

「統合医療」の有効性や安全性に関する学術論文等の情報を収集し、それらの信頼性（エビデンスレベル）の評価を行うために必要な支援を行う。

8

第2期復興・創生期間における地域医療の再生支援

2,915百万円

※東日本大震災復興特別会計に計上

福島県の避難指示解除区域等における地域医療提供体制の確保のため、第2期復興・創生期間においても引き続き必要な支援を行う。

<参考> 令和3年度補正予算

○ 看護職員の収入の引上げ

21,561百万円

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、真に生活に困っている方々への支援措置を強化するため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、従来の申請による支給に替えて、令和4年度の課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善を図るもの。

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日決定)

2 対象世帯

(1)令和4年6月1日(基準日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯

(2)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

但し、既に本給付金の支給を受けた世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯を除く。

3 給付額

1世帯当たり10万円

4 対象世帯数(見込み)

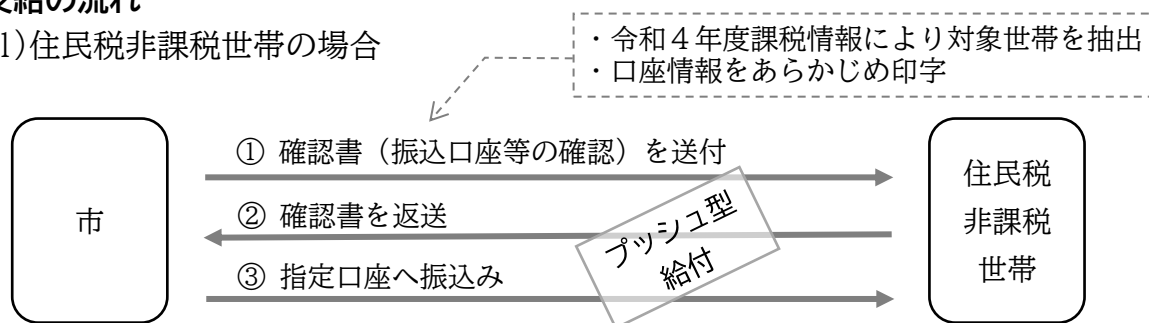
(1)住民税非課税世帯 約7,000世帯

(2)家計急変世帯 約500世帯

計 約7,500世帯

5 支給の流れ

(1)住民税非課税世帯の場合



(2)家計急変世帯の場合

申請方式による(令和4年1月以降の任意の1か月の収入により支給要件を確認)

6 スケジュール

令和4年7月下旬～	確認書発送、家計急変世帯の申請受付開始
8月中旬～	振込み開始
10月末	確認書・申請書の受付終了

令和4年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

1. 給付金の概要

新型コロナウイルス感染症による影響及び原油・物価の高騰により真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもの（令和3年度に実施した低所得の子育て世帯への給付金と同様）。

2. 給付金支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を養育する子育て世帯のうち

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者（申請不要）
- ② 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
- ③ 高校生のみを養育する世帯で令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（申請必要）
- ④ 上記以外のもので直近の収入が非課税相当まで減収した世帯（申請必要）

3. 給付額

児童1人当たり一律5万円

4. 対象世帯数（概算）

		対象世帯数	対象児童数	支給額
①	児童扶養手当受給者	2,300	3,500	175,000 千円
②	児童手当受給者	700	1,000	50,000 千円
③	高校生のみ養育者	300	500	25,000 千円
④	収入減収世帯	700	1,000	50,000 千円
計		4,000	6,000	300,000 千円

5. 給付の時期

（1）申請不要の対象者

6月29日（水） 児童扶養手当受給者（上記2①）

7月上旬 児童手当受給者・特別児童手当受給者（課税情報判明後）（上記2②）

（2）申請必要の対象者（上記2③・④）

7月上旬 申請受付開始（対象見込み世帯に通知・市ホームページや広報に掲載）

7月下旬～ 随時支払い

令和3年度青森県地震・津波被害想定調査(太平洋側海溝型地震) による被害想定について

1 被害想定 の 目的

具体的な被害想定を市町村別に示すことで、地域ごとの効果的な防災対策を検討するための基礎資料として役立てるとともに、具体的な被害軽減効果を併せて示すことにより、県民の防災意識の向上、自助・共助の取組の推進を目指すことを目的としている。

2 これまでの経緯

- ・ 県は、平成 24・25 年度に青森県周辺の太平洋沖合、日本海沖合、及び陸奥湾内の各々の領域に最大クラスの地震を想定し、地震・津波による被害想定調査を行った。
- ・ 令和 2 年 4 月に、国が日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルを公表したことから、県において、令和 3 年 5 月に、これらのモデルを加えた津波浸水予測の見直しの調査（以下「R2 年度津波浸水想定調査」という。）を公表した。
- ・ 国は、令和 3 年 12 月に、日本海溝・千島海溝沿いで想定される巨大地震の被害想定を公表した。
- ・ 県は、令和 4 年 5 月に、国による新たな巨大地震モデルの設定や被害想定、R2 年度津波浸水想定調査を踏まえ、太平洋側海溝型地震の被害想定の見直しを公表した。

3 被害想定 の 性格

- ・ 地震の揺れ、液状化等の自然現象や、それに伴い発生する被害について、発災時刻や季節の異なる「夏 12 時」「冬 18 時」「冬深夜」の 3 つのシーンを想定し、予測を実施。
- ・ 想定地震については、国の「日本海溝モデル」「千島海溝モデル」に加え、平成 24・25 年度調査で県が独自に設定した「太平洋側海溝型地震」のモデルも考慮し、地域ごとの被害が最大となるモデルを設定。
- ・ 避難を始めるまでの時間の設定については、国の手法を参考に「早期避難者比率が低い場合」を想定し、地震発生後、速やかに避難を始める人（直接避難）が 2 割、用事を済ませた後に避難を始める人（用事後避難）が 5 割、避難せず、津波が到達してしまってから慌てて避難をする人（切迫避難）が 3 割いるものとしている。

	避難する		切迫避難・ 避難しない
	直接避難	用事後避難	
避難を始める時間	5～12 分	15～22 分	津波が到達して から避難
割 合	20%	50%	30%

4 主な被害想定結果

推計項目	令和3年度青森県地震・津波被害想定調査 (R4年3月)				平成25年度青森県 地震・津波被害想定 調査(H26年3月)
	青森県		八戸市		八戸市
建物被害 (全壊棟数)	111,000 棟		51,000 棟		38,000 棟
	冬 18 時		冬 18 時		冬深夜
人的被害 (死者数)	53,000 人	47,000 人	19,000 人	14,000 人	18,000 人
	冬 18 時	冬深夜	冬 18 時	冬深夜	
避難者数	311,000 人		114,000 人		80,000 人
	冬 18 時、1 日後		冬 18 時、1 日後		冬深夜、 当日・1 日後

5 減災対策の効果

(1) 建物の耐震化による減災効果

建物の耐震化率を 95.0%とした場合(現況:83.2%)、揺れによる建物全壊棟数及びそれに伴う死者数については、県全体で約 5 割軽減されると予測。

建物被害:揺れによる全壊棟数(冬)	
対策前	対策後
4,000 棟	2,100 棟

47.5%の減

人的被害:建物倒壊による死者数(冬深夜)	
対策前	対策後
230 人	110 人

52.2%の減

(2) 屋内収容物の転倒防止対策による減災効果

屋内収容物(家具等)の転倒防止対策実施率を 100%とした場合(現況:40.6%)、屋内収容物の転倒等に伴う死者数については、県全体で約 7 割軽減されると予測。

人的被害:屋内収容物転倒等による死者数(冬深夜)	
対策前	対策後
30 人	10 人

66.7%の減

(3) 津波からの早期避難による減災効果

地震発生後、浸水域内の全ての人が速やかに避難を開始した場合(直接避難 100%、対策前は 20%)、津波による死者数は、県全体で約 7 割～8 割軽減されると予測。

人的被害:津波による死者数(冬深夜)	
対策前	対策後
47,000 人	14,000 人

70.2%の減

6 今後の動き

国	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正(令和4年5月) ・特別強化地域の指定(令和4年度～)
県	・津波災害警戒区域の指定(令和4年度～)
市	・ハザードマップの全戸への配布(令和4年8月) ・津波避難計画図の浸水エリア内の全戸への配布(令和4年12月) ・津波避難誘導標識の基本設計・実施設計(令和4年度～) ・津波避難ビルや避難タワー、避難路の検討(令和4年度～) 等

令和3年度

青森県地震・津波被害想定調査

（太平洋側海溝型地震）の結果をお知らせします。



大地震は、いつ発生してもおかしくありません。

被害想定調査の結果を正しく理解し、
どうすれば被害を最小限に抑えることが
できるのかを説明します。

青森県防災ハンドブック
公式マスコットキャラクター
「おももりス」

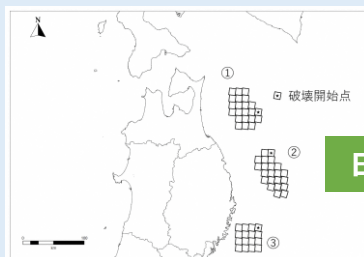


青森県

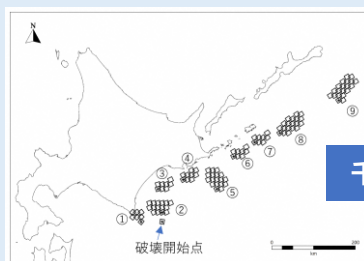


今回の被害想定調査について

青森県では、令和2年4月に国が「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」を公表したことを踏まえ、新たな津波の浸水想定等に基づき、平成24・25年度に実施した太平洋側の被害想定の見直しを行いました。

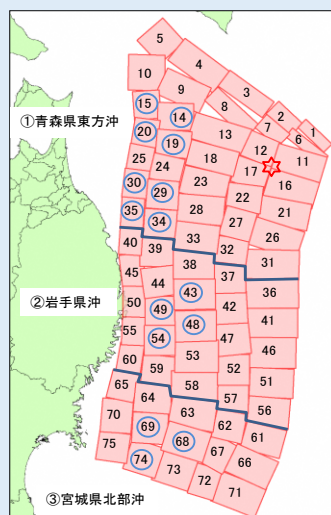


日本海溝モデル



千島海溝モデル

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震
断層モデル



県独自モデル

H24・25青森県地震・津波被害想定調査
断層モデル

見直し

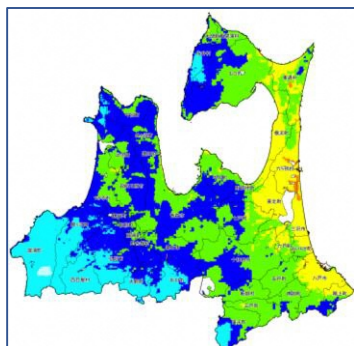
●地震の揺れ、液状化等の自然現象や、それに伴い発生する被害について、予測を行いました。

- ・ 地震の揺れ・液状化危険度等の予測
- ・ 建物被害の予測（液状化、地震の揺れ、津波等による全壊・半壊棟数）
- ・ 人的被害の予測（建物倒壊や津波による死者数、負傷者数等）
- ・ 避難者数の予測（避難所内避難者、避難所外避難者）
- ・ 断水、停電、通信障害、ガス停止等のライフライン被害の予測
- ・ 道路、鉄道、港湾等の交通施設被害の予測
- ・ 発災時刻や季節の異なる「夏12時」「冬18時」「冬深夜」の3つのシーンを想定。
- ・ 内閣府「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」の手法も一部採用。
- ・ 人口・建物等の社会条件を、H24・25年度調査時点から更新。

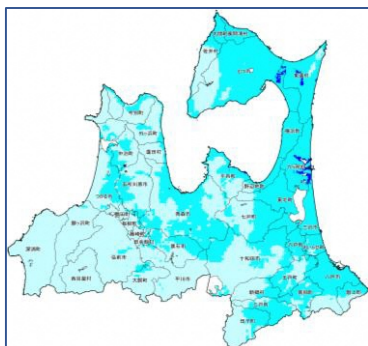
●想定地震については、国の「日本海溝モデル」「千島海溝モデル」に加え、平成24・25年度調査で県が設定した太平洋側の県独自モデルも考慮し、地域ごとの被害が最大となるモデルを設定しました。



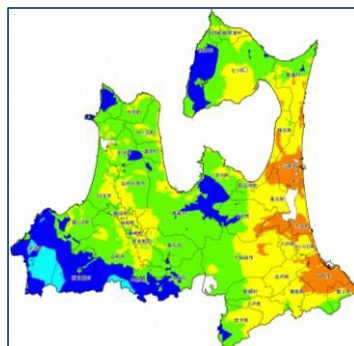
地震の揺れの予測



日本海溝モデル

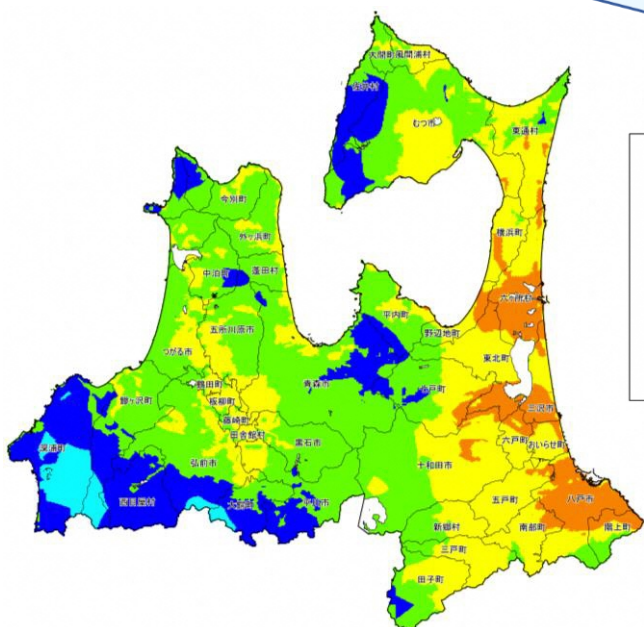


千島海溝モデル

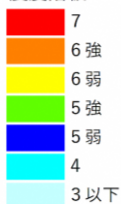


県独自モデル

地域ごとの最大の揺れ



震度階級

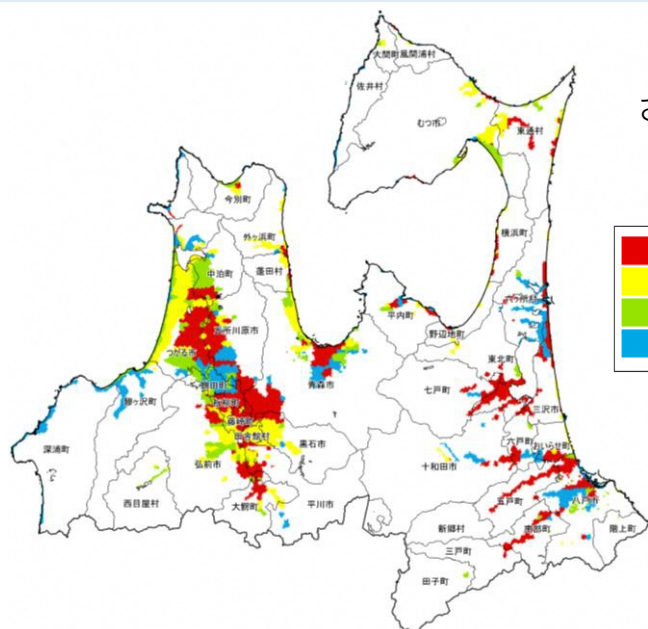


震源に近い太平洋沿岸の地域の広い範囲で**震度 6 弱**や、**震度 6 強**が予測されました。

震源から遠い内陸部でも、広い範囲で**震度 5 強**の揺れが予測され、津軽平野などでは**震度 6 弱**の揺れが予測されました。



液状化危険度の分布



液状化危険度は、地盤の液状化のしやすさと、揺れの強さによって決まります。

震源に近い太平洋側の地域だけではなく、津軽平野や、陸奥湾の沿岸部などでも、液状化危険度が高い予測となりました。



※液状化：地震の際に、地盤が振動により液体状になる現象。

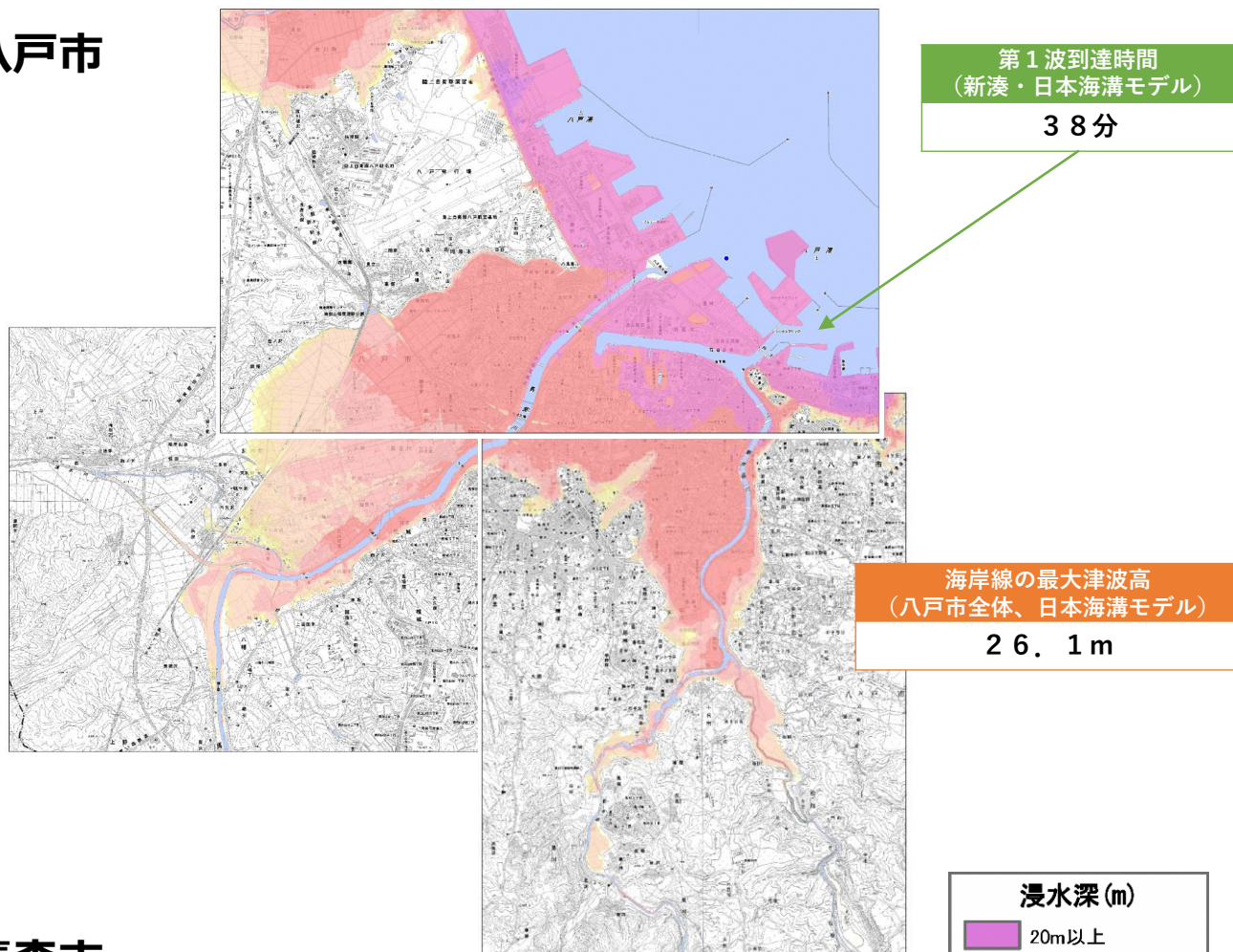
PL 値 15 以上は液状化の可能性が高い。



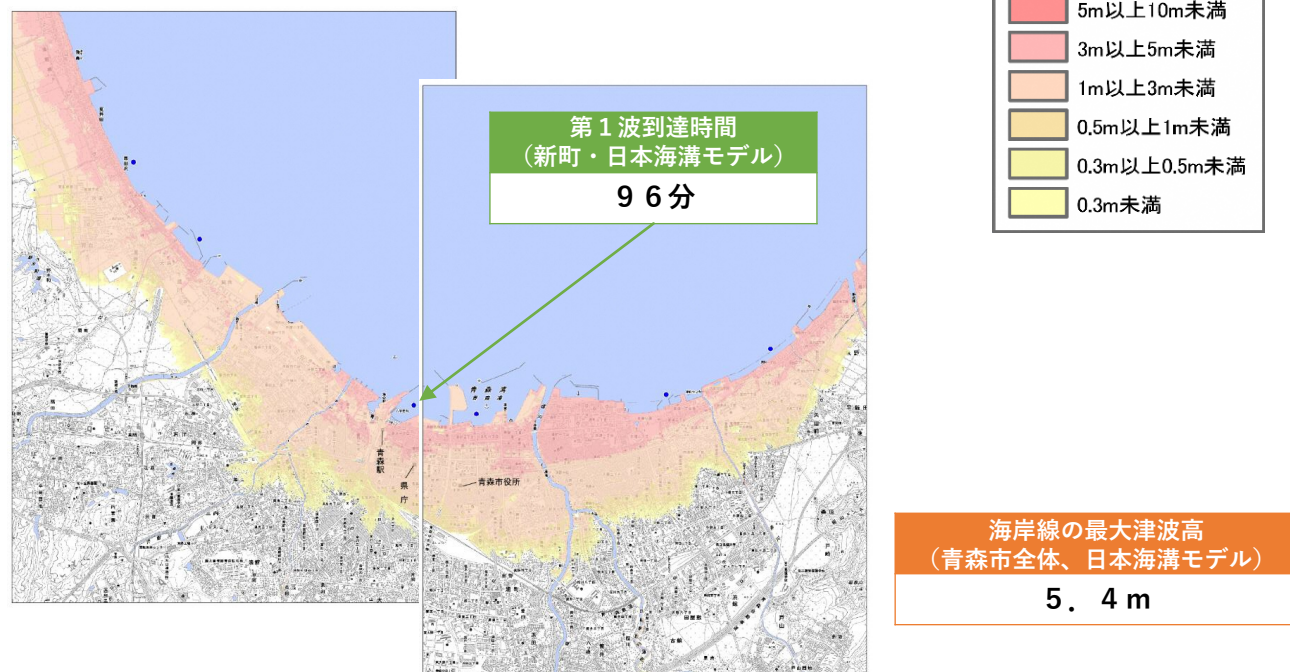
津波の浸水予測（県の津波浸水想定より）

八戸市などでは、20m以上の高さの津波が予測されています。太平洋沿岸の地域では、地震発生から津波が到達するまでの時間が短いため、注意が必要です。

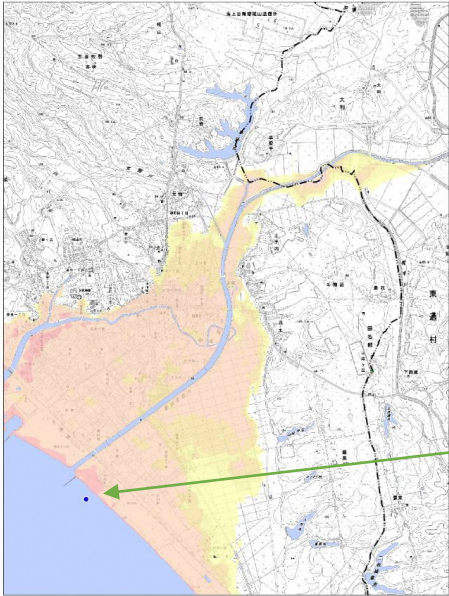
●八戸市



●青森市



●むつ市



これらの地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製した。
（測量法に基づく国土地理院承認（複製）R2 JHf773,本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第1波到達時間
（松原町・日本海溝モデル）
160分

海岸線の最大津波高
（むつ市（陸奥湾側）全体、日本海溝モデル）
5.4m



※津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることに注意が必要です。
※津波浸水想定図は、地域で予想される複数の津波の影響を重ねたものです。
被害想定調査においては、太平洋側の地震（3ケース）による津波のみを対象として、被害の予測を行っています。
（市町村毎に、3ケースのうち最大となる被害を算出）

 津波による人的被害の予測

津波の浸水が想定されている地域にいる人が、地震の発生後、津波が到達するまでに避難が完了しているかどうかを判定して、死者数・負傷者数等を予測します。

避難を始めるまでの時間の設定については、国の手法を参考に、早期避難者比率が低い場合を想定しています。地震発生後、速やかに避難を始める方（直接避難）が2割、用事を済ませた後に避難を始める方（用事後避難）が5割、避難せず、津波が到達してしまってから慌てて避難をする方（切迫避難）が3割いるものとしています。

●避難の有無・避難開始時間の設定

	避難する		切迫避難・ 避難しない
	直接避難	用事後避難	
避難を始める 時間	5～12分	15～22分	津波が到達してから 避難
割合	20%	50%	30%



地震発生から津波の到達までの時間に余裕があっても、浸水域内の人口が多い地域では、逃げ遅れる3割の切迫避難者の数も多くなるため、大きな被害が出る予測手法となっています。



被害想定結果（県全体）

●建物被害（全壊棟数）

県全体で、10万棟前後の全壊棟数となりました。多くの建物が津波により全壊することが予測されました。

(棟)

要因	夏12時	冬18時	冬深夜
液状化	6,800	6,800	6,800
地震の揺れ	2,100	4,000	4,000
急傾斜地の崩壊	660	660	660
津波	86,000	86,000	86,000
火災	2,900	13,000	1,800
合計	98,000	111,000	99,000

●人的被害（死者数）

県全体で、5万人前後の死者数が予測されました。津波浸水域内の人口が多く※積雪により避難速度が低下する冬の夕方被害が最大になりました。

※青森市や八戸市等では、企業、官公庁、ターミナル駅等、多くの人が集まる施設が存在する市街地の浸水が予測されています。これらの地域では、深夜に比べて、昼や夕方の方が、仕事、通勤、用事等のため、多くの人が存在するものとしています。

(人)

要因	夏12時	冬18時	冬深夜
建物倒壊	60	30	230
うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	10	*	30
急傾斜地の崩壊	50	10	80
津波	44,000	52,000	47,000
火災	120	430	70
ブロック塀等	*	*	*
合計	44,000	53,000	47,000

●その他の被害

県全体で、大規模なライフラインの停止・支障が予測されました。避難者数については、最大の場合、県全体で約31万人と予測されました。

ライフライン被害（冬深夜、発災直後）		
上水道	断水人口	679,000 人
下水道	機能支障人口	695,000 人
電力	停電影響人口	974,000 人
通信	不通回線数	309,000 回線
都市ガス	供給停止戸数	39,000 戸
避難者数（冬18時、1日後）		311,000 人
直接経済被害額（冬18時）		6.3 兆円

地域別の集計では、マクロの被害を把握する目的であり、数値はある程度幅をもって見る必要がある。そのため、以下のように数値を表示した。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（数値の表示方法）：「-」は、該当無し（0）、「*」は、わずかな被害（5未満）、「5以上1000未満」は、一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は、十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入



被害想定結果（市町村別）

区分		建物被害 (全壊棟数)	人的被害 (死者数)	人的被害 (死者数)	ライフライン被害 (冬深夜、発災直後)			避難者数 (冬18時) (1日後)
		冬18時	冬18時	冬深夜	上水道 断水人口	下水道 機能支障人口	電力 停電影響人口	
東青	青森市	23,000	21,000	19,000	137,000	219,000	194,000	116,000
	平内町	660	90	120	5,200	2,900	7,600	2,500
	今別町	340	150	140	970	-	1,500	710
	蓬田村	530	90	130	2,000	-	2,200	1,200
	外ヶ浜町	1,100	340	390	3,800	2,000	4,200	3,000
中南	弘前市	2,000	30	30	45,000	116,000	114,000	4,100
	黒石市	600	*	10	8,200	18,000	22,000	1,200
	平川市	360	*	10	8,600	15,000	21,000	670
	西目屋村	*	*	*	30	-	290	*
	藤崎町	310	*	10	5,700	4,900	11,000	570
	大鰐町	610	*	*	1,500	3,500	4,900	820
	田舎館村	140	*	*	2,500	3,500	5,400	250
西北	五所川原市	290	*	10	15,000	17,000	36,000	590
	つがる市	260	*	10	8,800	6,700	20,000	440
	鰺ヶ沢町	40	10	10	1,700	3,000	5,000	460
	深浦町	20	90	90	520	920	2,100	120
	板柳町	120	*	*	4,300	6,500	9,600	190
	鶴田町	30	*	*	3,100	4,300	8,300	60
	中泊町	170	40	50	2,200	-	5,700	530
下北	むつ市	9,600	4,700	6,300	35,000	12,000	41,000	30,000
	大間町	800	340	480	2,900	2,500	3,500	2,000
	東通村	1,300	830	1,200	3,800	650	5,000	1,500
	風間浦村	1,300	530	620	1,300	-	1,400	1,200
	佐井村	350	80	90	1,000	700	1,100	860
上北	十和田市	760	20	20	39,000	37,000	53,000	1,300
	三沢市	2,800	830	1,100	32,000	26,000	37,000	4,800
	野辺地町	430	30	40	6,600	-	10,000	1,400
	七戸町	940	10	20	9,900	5,100	13,000	810
	六戸町	600	10	*	6,800	3,900	9,100	720
	横浜町	100	*	*	2,800	-	3,700	540
	東北町	530	70	110	12,000	6,400	15,000	750
	六ヶ所村	1,200	990	1,700	8,900	6,400	9,900	2,500
	おいらせ町	5,900	2,500	1,500	20,000	11,000	23,000	12,000
三八	八戸市	51,000	19,000	14,000	199,000	146,000	216,000	114,000
	三戸町	90	*	10	4,100	2,600	7,300	130
	五戸町	330	*	10	11,000	6,100	14,000	590
	田子町	70	*	10	3,000	-	4,300	60
	南部町	790	*	10	11,000	2,100	15,000	800
	階上町	990	200	300	11,000	3,500	13,000	1,700
	新郷村	70	*	10	1,100	480	1,800	70
合計		111,000	53,000	47,000	679,000	695,000	974,000	311,000

※お住まいの地域によっては、県が想定している日本海側海溝型地震又は内陸直下型地震の方が大きな被害が予想されるため、注意が必要です。

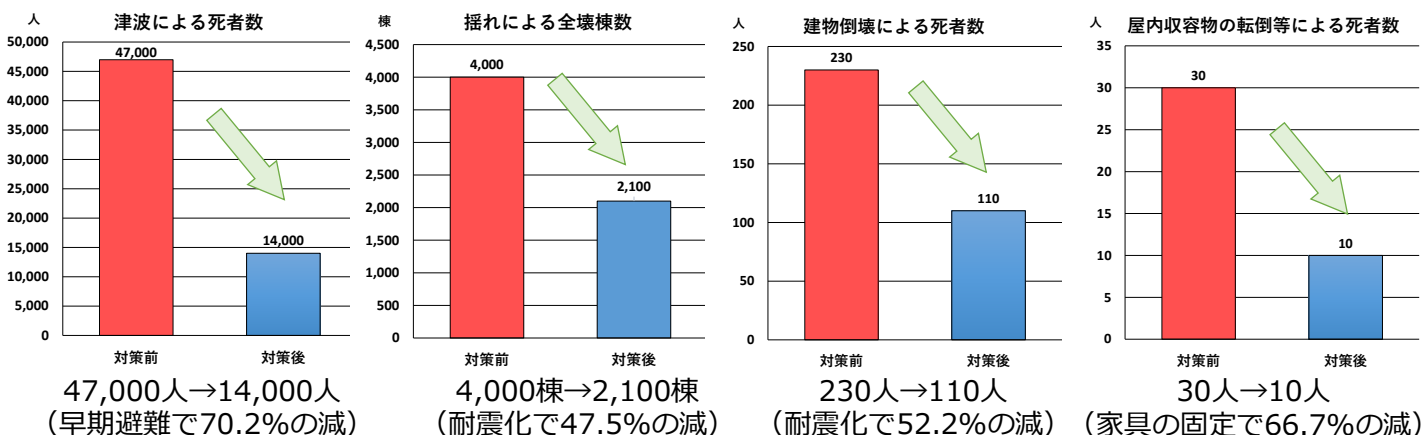


防災対策による減災効果

浸水域内の全ての方が、地震発生後速やかに避難を開始した場合、津波による死者数が大幅に減少することが予測されました。

また、揺れに弱い古い建物の耐震補強・建替や、家具の固定対策によっても、被害が大幅に減少することが予測されました。

※冬深夜のケースでの比較



●県民の皆様へのお願い

津波から命を守るためには、地震の発生後、一人ひとりがより早く、より安全な場所に避難することが何よりも重要です。

地震は、季節や時間帯を問わずに発生します。いつか来る大地震・大津波から、ご自身や大切なご家族を守るため、常日頃からの備えをお願いします。

積雪時期に地震が発生した場合、雪の重みによるカーポートの倒壊にも注意してね。



●大地震・大津波への備え

- ・お住まいの地域の津波浸水想定や、避難場所（2か所以上）を確認
学校や勤務先など、自宅と異なる場所の浸水想定なども確認
避難場所は、市町村が発行するハザードマップ等を確認
- ・避難方法、避難ルート、家族の集合場所の確認
- ・食料、飲料水、生活用品の備蓄（ローリングストック法の実施）
- ・非常時持ち出し品の準備
- ・ご自宅の耐震化、家具の固定など



青森県防災ハンドブック「あおもりあまもり手帳」をご活用ください。

本被害想定調査の
詳細について



津波浸水想定の設定
（県土整備部河川砂防課）



お住まいの地域のハザード
マップを確認する



青森県防災ハンドブック
「あおもりあまもり手帳」